

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件

## 三重厚生年金 事案 1901

### 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年11月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年11月頃まで

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間は、昭和17年6月1日から20年5月15日までとなっているが、戦時中の同年5月に辞めるということは考えられない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和16年4月から終戦後の20年11月頃までA社のB工場及びC工場において勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は、労働者年金保険）の被保険者であったとしているが、社会保険事務所（当時）の記録では、同年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人のA社B工場及びC工場の当時の状況や、C工場のあるD市での戦災状況などの説明は、具体性があり、文献及び同社社史の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことを認めることができる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険被保険者資格取得に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険の被保険者資格取得及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、オンライン記録では、申立人は、昭和17年6月1日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。

しかしながら、A社の被保険者名簿については、戦災により全て焼失し、現存する被保険者名簿は、21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、年金番号及び17年2月1日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。一方、申立人の年金番号に係る被保険者台帳には、同年2月1日に被保険者資格を取得し、オンライン記録と同じ20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっているが、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認された大空襲（昭和20年5月14日）の翌日の同年5月15日を資格喪失日に設定したものであることが推認できる。そうすると、オンライン記録上の資格喪失日は、事実には則したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実には則した喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間において継続勤務した事実、及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年11月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 三重国民年金 事案 1172

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から平成5年3月まで  
独立起業した昭和55年10月に、20歳からの国民年金保険料未納分を一括納付した。それ以降の保険料は妻が納付していたので、未納期間は無いはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年10月に独立起業する際、20歳到達時以降の国民年金加入期間に係る未納保険料を一括して納付したとしているが、オンライン記録によると、申立人が20歳に到達した48年\*月から55年10月までの国民年金加入期間については、48年\*月から49年3月までの期間は未納期間、同年4月から55年10月までの期間は申請免除期間となっており、申立人が一括納付したとする時点で、未納期間である48年\*月から49年3月までの期間の保険料は時効により納付することができない上、申請免除期間である同年4月から55年10月までの期間の保険料は、申立人からの追納の申出に基づき、社会保険事務所（当時）において作成された納付書により納付することとなるが、申立人に聴取しても、追納の申出や納付金額等に係る具体的な供述を得ることはできず、保険料の一括納付の状況が不明である。

また、申立人は昭和53年11月に婚姻しており、婚姻後は、申立人の妻が夫婦の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は56年6月に払い出されていることから、申立人の妻の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられる上、当該記号番号が払い出された年度である昭和56年度以降の申立人の妻の納付状況をみると、56年4月から60年3月までの期間は申請免除期間、同年4月から61年3月までは未納期間、同年4月から平成5年3月までの期間は申請免除期間となっており、保険料が

納付されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、これまでに国民年金保険料の免除申請を行ったことはないとも述べているが、申立人が昭和 63 年 2 月以降居住していた A 町の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、申立期間のうち 49 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から平成 5 年 3 月までの期間は申請免除期間となっており、当該期間が申請免除期間であることに不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る特別一時金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 61 年 3 月まで  
申立期間については、特別一時金を受領済みの期間であるとされているが、特別一時金を受け取った覚えは無い。仮に、私の銀行口座に特別一時金が振り込まれていたとしても、受け取るつもりは無いので、申立期間を国民年金の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、昭和 63 年 1 月 6 日に申立期間に係る特別一時金の裁定処理が行われており、制度上、申立期間に係る特別一時金の支給額は 26 万 4,000 円となるどころ、申立人が所持する銀行口座の出入金記録から、同年 2 月 16 日に、申立人の銀行口座に「ヨタクキン」として同額が入金されていることが確認できる。これについて、年金事務所に照会したところ、「当時、社会保険事務所（当時）から国民年金給付費（特別一時金等）を被保険者に振込する場合、日本銀行代理店から国庫金振込請求書によって、被保険者指定の口座に振込しており、その資金の種類別区分が『預託金』であった。」との回答が得られたことから、当該入金は、申立期間に係る特別一時金であると考えるのが妥当である。

このほか、申立人が、申立期間の特別一時金を受給していないことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る特別一時金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、「特別一時金が私の銀行口座に振り込まれていたとしても、受け取るつもりは無いので、国民年金の納付済期間としてほしい。」とも述べているが、年金記録確認第三者委員会は、申立人が、当時、特別一時金を受給したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、保険料納付に関する法律の規定の当否を審議する機関ではない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの期間、7年4月から8年3月までの期間及び15年7月から16年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から6年3月まで  
② 平成7年4月から8年3月まで  
③ 平成15年7月から16年6月まで

申立期間①及び②については、母親が私の国民年金保険料の免除申請手続きを行ってくれていたと思う。申立期間③については、私自身が手続きをした記憶は無いが、その前後の期間も手続きをしていないにもかかわらず申請免除期間とされているので、申立期間③についても、同様に、申請無き免除期間である。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人自身は国民年金保険料の免除申請手続きを行ったことはないとしている上、申立期間①及び②について免除申請手続きを行ったとする申立人の母親も他界しており、申立期間に係る免除申請手続きの状況が不明である。

また、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の免除申請の状況については、A市及び同市を管轄する年金事務所共、当時の書類は保存年限を過ぎており、資料が残っていないため、確認できない上、当該年金事務所において、申立期間③の年度である平成15年度に係る国民年金保険料の免除申請書及び免除申請却下つづりを確認したものの、申立人に係る免除申請書等は見当たらなかった。

さらに、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、ほかに国民年金保険料を免除申請したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年8月から57年3月まで

申立期間については、夫の転勤を契機に退職し、A市に引っ越しをした時期である。国民年金保険料は、当時よく利用していた近所の銀行や郵便局で納めていたと思う。具体的な金額など詳細は分からないが、納付していたという記憶はある。どのようなものでも、納付通知書が来ているのなら、ルールを守り、納付期限内に納めるよう心掛けて生活していた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年4月17日に任意加入により払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられる上、申立期間についても、申立人の夫は厚生年金保険に加入しているため、国民年金の任意加入対象期間となり、加入手続を行った時点から遡及して国民年金に加入することはできず、申立期間は国民年金の未加入期間となっているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が現在所持している年金手帳にも、初めて国民年金の被保険者となった日として「昭和57年4月17日」と記載されており、この日付はオンライン記録とも一致している。

さらに、申立人に聴取しても、申立期間に係る国民年金加入手続や国民年金保険料納付についての具体的な供述を得ることはできず、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1902

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月12日から29年2月2日まで  
年金事務所から、A社で勤務していた申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答を受け取ったが、私は脱退手当金を請求も受給もしていない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の被保険者名簿に記載されている申立人の前後50人の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年2月の前後2年以内に資格喪失した者9人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8人に脱退手当金の支給記録があり、うち6人が約6か月以内に支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものとは認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1903

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 11 月から 23 年 6 月まで

私は、申立期間に、A社かB社のいずれかで、正社員として勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA社かB社のいずれかで勤務していたと主張している。しかしながら、A社については、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険事業所名簿によると、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

一方、B社については、健康保険厚生年金保険事業所名簿によると、C社（後継事業所は、D社）が昭和 24 年 4 月 6 日にB社に変更されていることが確認でき、同社の元役員は、「私の父がC社を買取り、B社とした。」と供述している上、申立人が記憶する同僚6人についてもC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、申立人が勤務していたとする事業所の正式名称は、C社であると考えられる。

しかし、C社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶する同僚を含む。）に照会したものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、D社に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間について、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申

立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1904 (事案 1836 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで

脱退手当金を受給していないものと認めることはできない旨の通知を受けたが、脱退手当金を受け取った記憶は無いし、自分で手続もしていない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の裁定を行うために記録照会が行われたことがうかがえる回答日(昭和 35 年 3 月 24 日)が記載されており、この回答日は脱退手当金支給日(同年 5 月 13 日)に近接していること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 10 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料、情報を提出することなく、「自分で手続をしたことも無く、脱退手当金をもらっていない。」と主張していることから、当該事業所において、脱退手当金を受給している複数の同僚に照会したところ、このうちの一人から、「脱退手当金を受給した。手続は自分で行った。」と供述が得られ、そのほかの同僚からも申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1905 (事案 1646 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 3 日から同年 6 月 13 日まで  
② 昭和 28 年 6 月 14 日から 31 年 5 月 21 日まで

申立期間について、脱退手当金の受給手続をした記憶が無く、脱退手当金を受け取っていないので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人が勤務していたA社に照会したところ、「当時の弊社の慣例として、在籍10年未満の退職者には脱退一時金が支給されていたと聞いている。」と回答していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられること、ii)申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されていたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和31年8月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなこと、iii)申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「退職時に脱退手当金、退職金、失業手当の手続がなかったことを覚えている。また、私の知人はA社の年金記録がある。」と主張していることから、改めて申立期間当時の同僚から聴取したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料や供述は得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1906

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月頃 から 45 年 2 月 20 日頃 まで  
A社の協力会であるB社の下請会社であったC社で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のC社における記憶には具体性があることから、勤務時期は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、法務局に照会しても、同事業所に係る法人登記の記録（法人登記簿）は該当無しとの回答があり、当時の事業主等関係者も所在が判明しないため、申立人の同事業所における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、当該事業所の専務が、申立人の退職後に同事業所の業務及び従業員を引き継ぎ、D社を設立したと主張していることから、同事業所についても調査したところ、昭和 46 年 6 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、同事業所の事業主は既に他界しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について供述を得ることができない上、同事業主の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は無く、国民年金の被保険者として保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1907

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月30日から同年8月1日まで

私は、A社（現在は、B社）で勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社への入退社の状況等に係る供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、申立人のA社における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶している同僚はA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できない上、同社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者はおらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1908（事案 40、984 及び 1554 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

パートの同僚は、A社において厚生年金保険に加入していたことをねんきん特別便で初めて知ったが、同僚の夫は、厚生年金保険に加入した妻を自分の被扶養者から外す手続を行った覚えは無いとしている。今回、新たな資料は無いものの、同社に勤務していたことは事実であるので、再度調査してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、i) 在籍証明書等から申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できるものの、申立期間において夫の被扶養者に認定されていること、ii) 申立期間に係る雇用保険の加入記録が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 4 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から、新たに申立期間当時の同僚の氏名を思い出したので事実関係を再確認してほしいとの再度の申立てがあったことから、申立人から氏名の提示があった同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、申立人が勤務していた時期等については記憶していない上、当時の当該事業所における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述も得ることはできなかつたことから、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

更に、その後、申立人から再々度の申立てがあり、申立人が主張している同僚の厚生年金保険の適用状況を調査したものの、当初の決定を変更すべき

新たな事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 3 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情の提示はないが納得できないので確認してほしいと主張しているが、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1909

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 14 日から 41 年 12 月 31 日まで  
私は、年金事務所からの確認ハガキにより、脱退手当金のことを初めて知った。脱退手当金を受給した記憶は無いため、申立期間について、厚生年金保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年3月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は見られない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。